

ごみ焼却施設の維持管理の情報

令和7年度(2025年度)

単位		4月	5月	6月	7月	8月	9月	基準	
処分した一般廃棄物の種類および数量									
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	398.85	473.07	4,949.22	5,429.68	4,988.06	4,867.76	
		2号炉	4,862.49	5,019.63	728.48	118.88	5,102.43	4,785.95	
		3号炉	4,861.99	5,023.49	4,778.80	5,011.86	4,912.43	548.76	
		合計	10,123.33	10,516.19	10,456.50	10,560.42	15,002.92	10,202.47	
燃焼ガス等に関する記録									
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,041	1,002	1,009	1,013	1,019	1,018	800 以上
		2号炉	1,006	988	982	965	990	992	
		3号炉	974	944	938	947	956	958	
集じん器入口の温度	℃	1号炉	176	166	169	173	170	171	200 以下
		2号炉	175	173	174	160	169	171	
		3号炉	175	174	174	176	176	177	
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.8	2.7	1.9	1.9	1.9	1.6	100 以下
		2号炉	1.3	1.3	1.2	6.1	2.0	1.7	
		3号炉	1.8	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)						
2号炉									
3号炉									

単位		10月	11月	12月	1月	2月	3月	基準
処分した一般廃棄物の種類および数量								
可燃ごみの焼却量	t	1号炉	3,708.05	5,087.92	3,322.60	4,278.11	4,651.79	
		2号炉	3,266.32	5,029.11	4,394.66	4,064.54	4,654.24	
		3号炉	-	2,562.35	4,232.86	4,429.46	1,358.77	
		合計	6,974.37	12,679.38	11,950.12	12,772.11	10,664.80	
燃焼ガス等に関する記録								
燃焼ガスの温度	℃	1号炉	1,031	1,027	1,022	1,027	1,020	800 以上
		2号炉	1,002	1012	1,014	1,012	1008	
		3号炉	-	963	967	922	970	
集じん器入口の温度	℃	1号炉	172	171	170	171	172	200 以下
		2号炉	171	171	172	171	172	
		3号炉	-	172	174	174	172	
一酸化炭素濃度	ppm	1号炉	1.7	2.3	2.1	1.9	1.4	100 以下
		2号炉	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	
		3号炉	-	2.0	1.9	1.6	1.9	
ばいじんの除去を行った日	—	1号炉	付属機器による除去 (ガス冷却設備:ボイラーストブロワで毎日実施 ろ過式集じん器:空気式自動洗浄装置で毎日実施)					
2号炉								
3号炉								

煙突から排出される排ガスの測定結果

	単位		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	排出基準
採取日	—	1号炉	— ^{※3}	R7.6.18	R7.8.12	R7.10.7	R7.12.5		/
		2号炉	R7.5.27	— ^{※3}	R7.8.12	R7.11.11	R7.12.8		
		3号炉	R7.4.22	R7.6.19	R7.8.13	R7.11.20			
計量証明発行日	—	1号炉	— ^{※3}	R7.7.1	R7.8.25	R7.10.20	R7.12.18		
		2号炉	R7.6.6	— ^{※3}	R7.8.25	R7.11.21	R7.12.18		
		3号炉	R7.5.2	R7.7.3	R7.8.25	R7.12.2			
硫黄酸化物	Nm ³ /h	1号炉	— ^{※3}	0.020	<0.016	0.024	<0.016		K値規制 ^{※1}
		2号炉	0.015	— ^{※3}	0.015	0.018	0.015		
		3号炉	<0.017	0.019	0.019	0.017			
ばいじん ^{※2}	g/Nm ³	1号炉	— ^{※3}	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		0.04
		2号炉	<0.001	— ^{※3}	<0.001	<0.001	<0.001		
		3号炉	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
塩化水素 ^{※2}	mg/Nm ³	1号炉	— ^{※3}	2.2	1.2	1.6	0.9		700
		2号炉	1.2	— ^{※3}	1.2	1.7	1.2		
		3号炉	2.9	1.5	1.5	1.2			
窒素酸化物 ^{※2}	ppm	1号炉	— ^{※3}	10	15	18	13		250
		2号炉	20	— ^{※3}	18	15	19		
		3号炉	14	13	19	18			

※1 硫黄酸化物の排出量は、地域ごとに定められた係数(K値)と、煙突の有効高さ等によって規制されており、K値が小さいほど排出規制も厳しくなります。

豊中市のK値は1.17で、排出規制値は5.0Nm³/h(届出排出ガスより算出)です。

濃度に換算すると、およそ110ppmです。

※2 ばいじん濃度、塩化水素濃度、窒素酸化物濃度については、酸素濃度(12%)換算値

※3 焼却炉停止中です。

ダイオキシン類にかかる測定結果

	採取日	計量証明発行日	測定結果	排出基準
1号炉	R7.8.12	R7.9.29	0.0000021 ng-TEQ/Nm ³	0.1 ng-TEQ/Nm ³
2号炉	R7.8.12	R7.9.29	0 ng-TEQ/Nm ³	
3号炉	R7.8.13	R7.9.29	0.0000019 ng-TEQ/Nm ³	
下水放流水	R7.6.2	R7.7.15	0.000039 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L

▽ <測定値 : 定量下限値(正確に定量測定ができる最低濃度)未満を表しています。

▽ 酸素12%換算 : 関係法令により規制されている、酸素濃度12%の状態に換算した濃度を示しています。

▽ Nm³ : 0°C1気圧の状態に換算した気体の体積を表す単位です。

▽ TEQ(毒性等量) : いちばん毒性の強いダイオキシン2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-ジオキシンの毒性を1として換算した値を示しています。

▽ 排出基準値 : 大気汚染防止法、下水道法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいており、届出に用いた値から算出した値を示しています。